

豊山町安全なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における交通安全及び防犯の推進について、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、通勤し、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内に事業所を設置して事業活動を行う者及び自己の居住の用又は事業活動の用に供する不動産以外の不動産を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 安全なまちづくりとは、町と町民、事業者及び関係団体（以下「町民等」という。）が、相互の連携及び協力の下に、交通事故及び犯罪による被害が未然に防止される地域の生活環境を保持していくことをいい、これによって、安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現することを基本理念とする。

(町の責務)

第4条 町は、町民等及び関係行政機関と連携して、安全なまちづくりに関する施策を策定するとともに実施する責務を有する。

2 前項の施策は、次に掲げる事項についての施策とする。

- (1) 安全なまちづくりのための広報及び啓発に関すること。
- (2) 安全なまちづくりのための町民等の自主的活動の促進に関すること。
- (3) 交通事故及び犯罪の防止に配慮した環境の整備に関すること。
- (4) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

(町民の責務)

第5条 町民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 自らの安全は自らが確保するとの意識を高め、地域の連帯を図りつつ、安全なまちづくりに関する自主的活動を推進すること。
- (2) この条例により町が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力すること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たって、従業員の交通安全意識の向上及び自主防犯上必要な措置を積極的に講じ、地域社会の一員として安全なまちづくりを推進すること。
- (2) 自己の居住又は事業活動の用以外のために町内に所有し、占有し、又は管理する不動産について、犯罪の防止に配慮した適正な管理を行うこと。
- (3) この条例により町が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力すること。

(豊山町安全なまちづくり協議会の設置)

第7条 町長は、安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊山町安全なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、町長の諮問に応じ、安全なまちづくりの推進に関して協議する。
- 3 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 交通安全活動に取り組む団体を代表する者
 - (2) 防犯活動に取り組む団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他町長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(豊山町交通安全条例の廃止)

- 2 豊山町交通安全条例(平成13年豊山町条例第2号)は、廃止する。